

ふたば便り

2011年12月号 (Vol. 112)

旭川事務所：旭川市神楽2条7丁目4-18

札幌事務所：札幌市中央区北2条西2丁目1-5 リゾントビル6F

東京事務所：東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA-28F

<http://www.futaba-tax.co.jp> フリーダイヤル(0120)978-028

<生前贈与の方法とポイント>

師走の音が聞こえる時期になると、不思議なことに生前贈与のご相談が増えます。お子さんやお孫さんに贈与をして新しい年を迎えたいという気持ちになる方が多いのでしょうか。

今日は上手な生前贈与とそのポイントについてご紹介したいと思います。

(1) 現金での贈与

現金の贈与は最も一般的で手軽に行うことができます。子供が未成年の場合には、親権者である親が代理人として法律行為をすることができますので、意思表示ができない幼児であっても親がその代理人として贈与契約を結び、預金口座などを預かっておけば贈与が成立することになります。現金で贈与する場合には、子供や孫など、受け取る人の口座への振込み、「贈与契約書」の作成などなど、贈与したことを証明する事実をしっかりと残しておきます。「贈与契約書」には子供の代わりに法定代理人として親権者が署名押印しても良いでしょう。110万円までの贈与であれば税金もかかりません。この110万円の基礎控除は1年間に認められている額ですが、あげる側ではなくもらう側1人についての額です。例えば父親と母親から100万円ずつ、合計年間200万円をもらった場合、基礎控除110万円を超える90万円について贈与税が課税されることになります。

(2) 生命保険を利用した贈与

子供や孫が若いうちから大金を手にすることに抵抗がある場合におすすめなのが、生命保険です。保険契約を締結し現金贈与するつもりで、**毎年の保険料を親が負担**する方法があります。例えば年金型の保険に加入する場合、贈与をする親が被保険者、子供や孫が契約者及び受取人となって、年金保険に加入してあげることで、子供や孫の年金貯金をつくることもできます。もちろん、必要なときは解約して現金化もできます。**相続税対策**にも利用することができます。

(3) 不動産の贈与

子供が親の土地を利用して住宅を建てている場合、あるいは親が所有する土地で商売をされている場合など、相続を見据えてあらかじめ所有権の移転を検討するのが良い場合もあります。例えば、親の名義になっている住宅や賃貸不動産を子供に贈与したい場合には、2500万円まで贈与税がかからない「**相続時精算課税制度**」(相続が発生した時に贈与したときの価額を相続財産にプラスして相続税を計算することになる制度)の利用を検討するものひとつです。遺産総額が相続税のかからない範囲の場合には、結果として無税で不動産を子供に移転することができます。

相続は、遺言がなければ法律で決められた法定相続人しかもらう権利がないのに比べて、生前贈与の良い点はあげたい相手に贈与できることです。子供や孫ばかりではなく、子供のお嫁さん、お婿さん、お世話になった方などにあげるのも自由です。高齢化社会をむかえて、ご自身の意思がしっかりしているうちに、上手に生前贈与を活用したいものです。 yasu

